

利用料の減免制度等

① 災害等の特別の事情があるとき

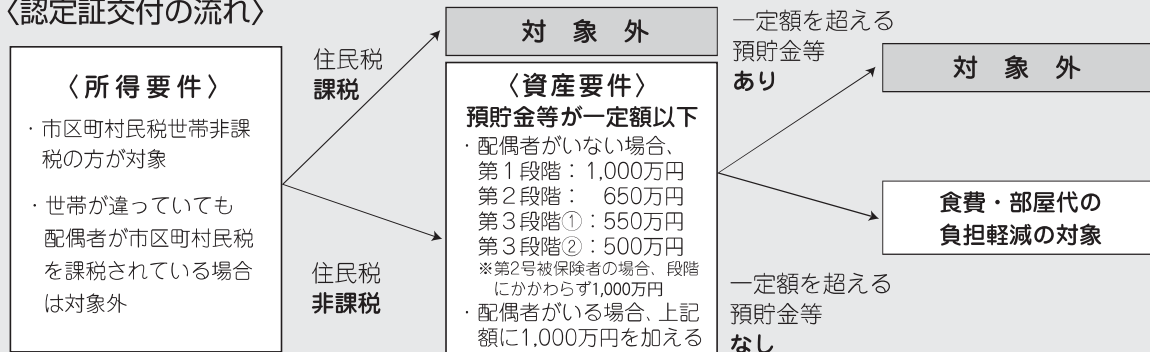
条 件	減免内容
1. 利用者や生計維持者が、災害等で財産に著しい損害を受けたとき	災害損失 利用者負担 0円
2. 生計維持者が、死亡、長期入院、失業等で収入が著しく減少したとき	所得減少 利用者負担 3%

② 食費・居住費の軽減制度

介護保険施設のサービスを利用する際、食費や居住費（部屋代）については、施設と利用者との契約によって決まりますが、収入等が少ない方については負担が重くならないように軽減制度が設けられています（特定入所者介護サービス費）。軽減制度を受けるには区役所介護保険担当窓口へ申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることが必要です。介護保険施設に「介護保険負担限度額認定証」を提示することにより食費や居住費（部屋代）が軽減され負担限度額で利用することができます。詳しくは〈利用者負担段階と負担限度額〉を参照ください。

〈対象となる介護サービス〉 ・ 介護老人福祉施設（地域密着型含む） ・ 介護老人保健施設
・ 介護医療院 ・ 短期入所生活介護（介護予防含む） ・ 短期入所療養介護（介護予防含む）

〈認定証交付の流れ〉



〈利用者負担段階と負担限度額〉

※令和8年8月1日以降

利用者 負担段階	対象者	負担限度額（日額）				
		部屋代		食費		
				施設 サービス	短期入所 サービス	
第1段階	・ 市区町村民税世帯非課税で高齢福祉年金を受給されていて、預貯金等が一定額以下の方 ・ 生活保護等を受給されている方	多床室	0円	300円	300円	
		従来型個室	（特養等）380円			
			（老健・医療院等）550円			
		ユニット型個室的多床室	550円			
		ユニット型個室	880円			
第2段階	・ 市区町村民税世帯非課税でその他の合計所得金額特別控除後と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間82万6千5百円以下で、預貯金等が一定額以下の方	多床室	430円	390円	600円	
		従来型個室	（特養等）480円			
			（老健・医療院等）550円			
		ユニット型個室的多床室	550円			
		ユニット型個室	880円			
第3段階①	・ 市区町村民税世帯非課税でその他の合計所得金額特別控除後と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間82万6千5百円超120万円以下で、預貯金等が一定額以下の方	多床室	430円	680円	1,030円	
		従来型個室	（特養等）880円			
			（老健・医療院等）1,370円			
		ユニット型個室的多床室	1,370円			
		ユニット型個室	1,370円			
第3段階②	・ 市区町村民税世帯非課税でその他の合計所得金額特別控除後と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超で、預貯金等が一定額以下の方	多床室	（特養等）530円	1,420円	1,360円	
			（老健・医療院）室料を徴収する場合			530円
			（老健・医療院等）室料を徴収しない場合			430円
		従来型個室	（特養等）980円			
			（老健・医療院等）1,470円			
		ユニット型個室的多床室	1,470円			
		ユニット型個室	1,470円			
第4段階	・ 上記以外の方	負担限度額なし				

食費・居住費の特例減額措置

2人以上の世帯(※1)において、介護保険施設に入所して食費・居住費(部屋代)を負担した結果、次に該当した場合には、市区町村民税が課税世帯であっても申請により負担限度額が第3段階②に軽減されます。

条 件	内 容
次の要件すべてに該当する方 ① 第4段階の食費・居住費の負担をしていること ② 世帯(※1)の年間収入(※2)から施設の利用者負担(※3)(自己負担、食費、居住費の年間見込額)を除いた額が82万6千500円以下であること ③ 世帯(※1)の預貯金等の合計額が450万円以下であること ④ 日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産がないこと ⑤ 介護保険料を滞納していないこと	左の要件の②に該当しなくなるまで、食費もしくは居住費またはその両方について、負担限度額第3段階②の負担限度額を適用します。

※1 世帯 … 本人が属する住民基本台帳上の世帯(配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。)

※2 年間収入 … 公的年金等の収入額+合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く。)

※3 利用者負担 … 高額介護サービス費の支給が見込まれる場合、支給金額を利用者負担額から控除した額

③ 高額介護(介護予防) サービス費の支給

1か月の利用者負担が一定の上限額を越えるときは、支給対象となった旨をお知らせする通知を送ります。その通知が届きましたら、区役所介護保険担当窓口へ申請いただき、高額介護(介護予防) サービス費の支給を受けることができます。ただし、利用者負担のうち福祉用具購入費や住宅改修費、施設での食費・居住費や日常生活費、保険給付外のサービス(全額自己負担で利用した介護サービスなど)については高額介護(介護予防) サービス費の対象とはなりません。

〈高額介護サービス費の自己負担上限額〉

※令和8年8月1日以降

区 分	負担の上限 (月額)
課税所得 690 万円(年収約 1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得 380 万円(年収約 770万円)～ 課税所得 690 万円(年収約 1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～ 課税所得 380 万円(年収約 770万円未満)	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の 合計所得金額の合計が82万6千500円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方 等	15,000円(個人) 15,000円(世帯)

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

④ 高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険のそれぞれに自己負担額がある世帯を対象として、世帯自己負担額の総額が次の表を超える場合に、申請に基づき超過分の金額が「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」として支給されます。

高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給対象となる方には、申請をお知らせする通知をお送りします。その通知が届きましたら、毎年7月31日時点でご加入の医療保険担当窓口で申請してください。

※対象となる利用者負担額は毎年8月～翌年の7月までの1年間に支払った医療保険・介護保険の自己負担額（一部負担金）の合計です。

●70歳未満の方の世帯（国保・健康保険など＋介護保険）

所得区分	基準額
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
低所得者	34万円

※ 所得区分については、加入の医療保険の組合等へご確認ください。

●70歳以上の方の世帯

所得区分	後期高齢者医療制度 （長寿医療制度） ＋ 介護保険	国保・健康保険など ＋ 介護保険 （70歳～74歳の方の世帯）
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
課税所得145万円未満	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円

※ 低所得者Ⅱ 世帯全員が市区町村民税非課税の人

※ 低所得者Ⅰ 世帯全員が市区町村民税非課税で、その世帯員の各所得が必要経費・控除額を差し引いたときに0円になる人

⑤ 要介護旧措置入所者の施設サービス利用者負担減免制度

介護保険制度施行（平成12（2000）年4月1日）前から特別養護老人ホームに入所されている方については、利用者負担の激変緩和措置として介護保険制度施行前の費用徴収額を基本的に上回らないよう、利用者負担と食費・居住費の減免制度が設けられています。

⑥ ホームヘルプサービス利用者負担軽減制度

障害者施策によるホームヘルプサービスを利用している方で、次に該当し、利用料の負担が困難な方について、利用者負担が軽減されます。

条 件	軽減内容
次の要件すべてに該当する方 ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている方 ②平成18（2006）年4月1日以降に次のいずれかに該当する方 ア 65歳になる以前におおむね1年間障害者施策によるホームヘルプサービスを利用しており、65歳になったことによって介護保険の対象となった方 イ 第2号被保険者として要支援・要介護認定を受けた方	0%（全額免除）

⑦ 社会福祉法人による利用者負担の軽減制度

社会福祉法人が提供する介護サービスを利用している方で、次のいずれかに該当し、利用料の負担が困難な方について、利用者負担が軽減されます。

条 件	軽減内容
a. 次の要件すべてに該当する方 ①介護保険料を滞納していないこと ②市区町村民税世帯非課税であること ③年間の収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ④預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ⑤活用できる資産がないこと ⑥負担能力のある親族等に扶養されていないこと	・ 1割負担額の25% （老齢福祉年金を受給している方は50%） ・ 食費・居住費（滞在費・宿泊費）の25% （老齢福祉年金を受給している方は50%）
b. 生活保護受給者	・ 個室居住費（宿泊費）の全額
c. 次の要件すべてに該当する方 ①介護保険料を滞納していないこと ②市区町村民税世帯非課税であること ③収入が少なく生活が著しく困難な方 （72ページの「⑧収入が少なく生活が著しく困難な方に対する利用料減免」の要件と同様です。）	・ 1割負担額の50% ・ 食費・居住費（滞在費・宿泊費）の50%

※ただし、市区町村民税世帯非課税でその他の合計所得金額特別控除後及び公的年金等収入額の合計が年間82万6千5百円以下の方が、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護老人福祉施設、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、地域密着型介護老人福祉施設を利用している場合は、高額介護サービス費等の自己負担上限額が適用となるため1割負担額については対象となりません。

※条件cについては、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設を利用している場合については対象となりません。

⑧ 収入が少なく生活が著しく困難な方に対する利用料減免

⇒ 原則として、1か月の利用料の半額を助成します。

【確認させていただく書類】

世帯全員の収入、資産の分かるもの（例）年金支払通知書・預貯金通帳等

条 件
次の要件すべてに該当する方 ①介護保険のサービスを受けている方の属する世帯の実収入見込額が、生活保護法に規定する基準生活費（第1類、第2類及び障害者加算を合算した額）に満たないこと。 （法改正や世帯員数、年齢等によって異なります。） （例1）75歳単身世帯の場合……月收入がおおむね7万3千円以下 （例2）72歳と75歳の夫婦2人世帯の場合……月收入がおおむね11万7千円以下 ②世帯全員の預貯金や有価証券の保有について、世帯の高齢者が一人の場合300万円、1人増すごとに150万円を加算した額を超えないこと。 ③活用できる資産がないこと。 ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

※介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設を利用している場合については対象となりません。

⑨ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の利用者負担の軽減制度

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を利用している方で、次のいずれかに該当し、利用料の負担が困難な方について、利用者負担が軽減されます。

条 件	軽減内容
a. 次の要件すべてに該当する方 ①介護保険料を滞納していないこと ②市区町村民税世帯非課税であること ③生活保護世帯等でないこと ④年間の収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ⑤預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ⑥活用できる資産がないこと ⑦負担能力のある親族等に扶養されていないこと	・家賃、食費、光熱水費を対象に月3万円 ※月3万円未満の場合は、実際に掛かった費用まで軽減する。
b. 次の要件すべてに該当する方 ①介護保険料を滞納していないこと ②市区町村民税世帯非課税であること ③収入が少なく生活が著しく困難な方 （このページの「⑧収入が少なく生活が著しく困難な方に対する利用減免」の要件と同様です。）	

※生活保護受給者及び中国残留邦人等の支援給付を受けている方は対象となりません。

交通事故等(第三者行為)による介護保険サービスの利用について

交通事故などの第三者行為が原因で介護保険サービスを利用する場合は、保険者（川崎市）への届出が義務づけられています。

交通事故等で介護保険サービスを利用する方は必ず、区役所高齢・障害課介護保険担当窓口へ届出してください。

マイナンバー制度開始に伴う本人確認にご協力ください

介護保険制度ご利用にあたって、介護保険の各種届出、申請には、原則としてマイナンバー（個人番号）を記載する必要があります。



かわさき健幸福寿プロジェクトについて

●かわさき健幸福寿プロジェクトとは

介護が必要になってもご自身の「したい」「やりたい」を実現するため、介護を必要とする方と市内の介護サービス事業所が一緒になって、要介護度等の改善や維持に取り組んでいただきます。

10月1日から翌年9月30日までの1年を1サイクルとして評価を行い、要介護度が改善するなど、一定の成果を上げた介護サービス事業所には、市長からの表彰や報奨金等のインセンティブを付与することで、介護サービスの質の向上を促します。

参加していただいた方には、参加の証（あかし）等の記念品をお渡しします。



●プロジェクトの効果

[プロジェクトの結果] 要介護度の「改善・維持」	[全国平均との比較] 要介護度の「軽度化」
このプロジェクトに参加された方のうち、約1割の方の要介護度が「改善」しました。さらに、3割以上の方が、参加していない人よりも要介護度を「維持」する期間が長くなっています。 改善12.5% 維持30.2% 改善・維持42.7% 改善・維持以外57.2% 悪化せず、一定期間以上維持できることもすばらしいこと！	このプロジェクトに参加された方は、全国平均よりも、<u>介護度が軽くなる人が多く</u>なっています。 介護度が軽くなった人の割合 かわさき健幸福寿プロジェクト参加者 13.7% 全国平均 7.5% 約2倍 ※厚生労働省公表の介護給付費実態調査結果と同じ方法で集計し、全国平均の軽度化率を比較

※第9期（実施期間：令和6年7月～令和7年6月）に参加された方の結果を使用しています。

●参加要件

要介護1～5の認定を受けている方で川崎市の介護保険被保険者証をお持ちの方

●参加方法

担当のケアマネジャーまたは施設等の介護職員にご相談ください。

※参加申込は、介護サービス事業所の方に行っていただきます。

参加申込の受付期間は4月から12月までとなります。

●お問い合わせ 高齢者事業推進課 ☎200-2454



かわさき健幸福寿プロジェクト
ホームページはこちらから→

医療保険制度

【後期高齢者医療制度について】 75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

【国民健康保険について】 後期高齢者医療制度の被保険者となっている方、職場の健康保険に入っている方及び生活保護を受けている方以外は、国民健康保険の被保険者となります。

●お問い合わせ先 川崎市保険コールセンター ☎200-0783

【他の健康保険について】 加入されている健康保険にお問い合わせください。

川崎市高齢者医療費一時資金貸付

75歳以上の方が病気のため、お医者さんにかかったり、入院するような場合で、急にお金が必要となったとき、その費用の一部をお貸しします。くわしくは下記にお問い合わせください。

●貸付額…… 1人一回につき30,000円 無利息

●返済期間… 2か月据置 10か月払い

●お問い合わせ (公財)川崎市老人クラブ連合会 ☎222-4543

インフルエンザ予防接種の公費負担制度

予防接種法に基づき、公費負担による(一部自己負担あり)インフルエンザ予防接種が受けられます。

●対象となる方…………… ・接種日に65歳以上の方

・接種日に60歳～65歳未満の方で、障害1級程度の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方(主治医とよくご相談ください。)

●実施期間…………… 令和8(2026)年10月1日～令和9(2027)年1月31日

●公費負担で受けられる回数… 1回

●接種を受けられる場所… 川崎市予防接種個別協力医療機関(区役所、市民館では受けられません。)

※長期に入院又は施設入所している等の理由により、市外の医療機関でなければ定期接種を受けることが困難な方は、予め、下記コールセンターにご相談ください。

●自己負担金…………… 一部自己負担がありますので、接種を受けた医療機関にお支払ください。
なお、生活保護世帯に属する方、市町村民税非課税世帯に属する方及び中国残留邦人等の方で支援給付を受けている方は無料になります。
くわしくは下記にお問い合わせください。

●お問い合わせ 川崎市予防接種コールセンター ☎200-0144

新型コロナウイルス感染症予防接種の公費負担制度

予防接種法に基づき、公費負担による（一部自己負担あり）新型コロナウイルス感染症予防接種が受けられます。

- 対象となる方…………… ・接種日に65歳以上の方
・接種日に60歳～65歳未満の方で、障害1級程度の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方（主治医とよくご相談ください。）
- 実施期間…………… 令和8（2026）年10月1日～令和9（2027）年2月28日（予定）
※実施期間等が決まりましたら、市ホームページや市政だよりでお知らせします。
- 公費負担で受けられる回数… 1回
- 接種を受けられる場所… 川崎市予防接種個別協力医療機関（区役所、市民館では受けられません。）
※長期に入院又は施設入所している等の理由により、市外の医療機関でなければ定期接種を受けることが困難な方は、予め、下記コールセンターにご相談ください。
- 自己負担金…………… 一部自己負担がありますので、接種を受けた医療機関にお支払ください。
なお、生活保護世帯に属する方、市町村民税非課税世帯に属する方及び中国残留邦人等の方で支援給付を受けている方は無料になります。
くわしくは下記にお問い合わせください。
- お問い合わせ 川崎市予防接種コールセンター ☎200-0144

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の公費負担制度

予防接種法に基づき、公費負担による（一部自己負担あり）高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種が受けられます。

- 対象となる方…………… ・65歳の誕生日前日から、66歳の誕生日前日までの方
・60歳～65歳未満の方で、障害1級程度の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方（主治医とよくご相談ください。）
※過去に肺炎球菌感染症（23価肺炎球菌ワクチン又は20価肺炎球菌ワクチン）の予防接種を受けたことがある方で、高齢者の肺炎球菌感染症を行う必要がないと医師に認められた方は、本制度の対象とはなりません。
- 回数…………… 1回（公費負担で受けられるのは生涯で1回です。）
65歳誕生月末に個別通知を一律でお送りしています。
- 接種を受けられる場所… 川崎市予防接種個別協力医療機関（区役所、市民館では受けられません。）
※長期に入院又は施設入所している等の理由により、市外の医療機関でなければ定期接種を受けることが困難な方は、予め、下記コールセンターにご相談ください。
- 自己負担金…………… 一部自己負担がありますので、接種を受けた医療機関にお支払ください。
なお、生活保護世帯に属する方、市町村民税非課税世帯に属する方及び中国残留邦人等の方で支援給付を受けている方は無料になります。
くわしくは下記にお問い合わせください。
- お問い合わせ 川崎市予防接種コールセンター ☎200-0144

带状疱疹予防接種の公費負担制度

予防接種法に基づき、公費負担による（一部自己負担あり）带状疱疹予防接種が受けられます。

- 対象となる方…………… ・令和8年度中に65、70、75、80、85、90、95及び100歳を迎える方
※101歳以上の方は、令和7年度限りで終了しました。
※令和9年度は、令和9年度中に65、70、80、85、90、95、及び100歳を迎える方が対象になります。
・接種日に60歳～65歳未満の方で、障害1級程度のヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方（主治医とよくご相談ください。）
- 回数…………… 生ワクチンの場合1回、組換えワクチンの場合2回
今年度対象となる方に対し、令和8年4月末に個別通知を一律でお送りしています。
- 接種を受けられる場所… 川崎市予防接種協力医療機関（区役所、市民館では受けられません。）
※長期に入院又は施設入所している等の理由により、市外の医療機関でなければ定期接種を受けることが困難な方は、予め、下記コールセンターへご相談ください。
- 自己負担金…………… 一部自己負担がありますので、接種を受けた医療機関にお支払ください。
なお、生活保護世帯に属する方、市町村民税非課税世帯に属する方及び中国残留邦人等の方で支援給付を受けている方は無料になります。
くわしくは下記にお問い合わせください。

●お問い合わせ 川崎市予防接種コールセンター ☎200-0144

結核早期発見のため、年に1度は胸部X線検査を受けましょう

結核は決して過去の病気ではなく、未だに多くの患者が発見されており、国内の新規患者の約4割が80歳以上の方です。

一度結核菌の感染を受けると、結核菌は何十年も体内に潜伏しています。なかでも、かつて結核が「国民病」といわれるほど日本に蔓延していた時代に若者だった80歳以上の方々が、加齢や病気などからくる免疫力の低下に伴い、発病したり再発したりしています。

結核の早期発見には胸部X線検査が有効です。

高齢者の場合、咳や痰等の症状が、出にくいことがあります。

長引く咳や微熱などの症状が続く場合は、軽く考えず、かかりつけ医に相談し、年に一度は胸部X線検査を受けるようにしましょう。

●お問い合わせ 健康福祉局保健医療政策部感染症対策課 ☎200-2439



基礎年金

- 老齢基礎年金…………… 保険料を納めた期間（合算対象期間や免除期間等を含みます。）が原則として10年以上ある方に65歳から支給されます（繰り上げることにより、60歳から請求できます。）。
- 障害基礎年金…………… 初診日において国民年金加入中の方（納付要件あり）又は加入していた60歳以上65歳未満の日本国内に住所を有する方が、病気やけがで国民年金法施行令で定める障害等級の1級又は2級の状態にあるときに支給されます。
20歳前に初診日がある場合は、20歳になったときに国民年金法施行令で定める障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態になっていれば支給されます（受給権者本人の前年の所得により全額又は半額の支給停止となる場合があります。）。
- 遺族基礎年金…………… 国民年金加入中の方（納付要件あり）又は受給資格期間（原則として25年）を満たした方が死亡したとき、その方に生計を維持されていた子のある配偶者又は子に、子が18歳に到達する日以降の最初の3月31日まで（障害年金の障害等級1級・2級の障害がある子の場合は20歳の前月まで）支給されます。
- お問い合わせ 区役所保険年金課国民年金担当（89ページ 区役所代表番号にて年金担当へ）
又は
川崎年金事務所（川崎・幸） ☎233-0181
高津年金事務所（中原・高津・宮前・多摩・麻生） ☎888-0111

寡婦年金

第1号被保険者・任意加入被保険者として保険料を納付した期間（保険料免除期間も含みます。）が10年以上ある夫（婚姻期間が継続して10年以上）が何の年金も受けずに死亡したとき、その夫に生計を維持されていた妻が60歳から65歳になるまで、夫が受けることができたはずの老齢基礎年金の4分の3の額が支給されます（老齢厚生年金などの他の年金の受給権がある場合は、いずれか1つの年金を選択することになります。）。

- お問い合わせ 区役所保険年金課国民年金担当（89ページ 区役所代表番号にて年金担当へ）

死亡一時金

第1号被保険者・任意加入被保険者として保険料を納付した月数が36月以上（一部納付の場合には、月数が変わります。）ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金などの年金を受けずに死亡したとき、生計を同一にしていた遺族に支給されます（遺族基礎年金や寡婦年金（※）を受給する場合には支給されません。）。

※寡婦年金と死亡一時金は、いずれかを選択することになります。

- お問い合わせ 区役所保険年金課国民年金担当（89ページ 区役所代表番号にて年金担当へ）

特別障害給付金

- 1 平成3（1991）年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
- 2 昭和61（1986）年3月以前に国民年金任意加入対象であった、厚生年金等に参加していた方の配偶者

1又は2であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の障害等級1級・2級相当の障害の状態にある方に支給されます。

ただし、65歳に達する日の前日までに障害の状態に該当された方に限ります。本人の所得が一定額以上のときやほかの公的年金を受給している場合、全額又は一部の支給が停止となる場合があります。

原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります。

●お問い合わせ 区役所保険年金課国民年金担当（89ページ 区役所代表番号にて年金担当へ）

特別障害者手当

障害のある方のなかで、身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に、支給されます。

1 支給要件

次のいずれにも該当する必要があります。

- (1)20歳以上であること。
- (2)身体または精神に著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別な介護（詳細は、後述2参照）を必要とする状態にあること。
- (3)病院・診療所に3か月を超えて入院していないこと。
- (4)施設（障害者支援施設、特別養護老人ホーム等）に入所していないこと。
- (5)本人及び扶養義務者の所得が、一定の額を超えていないこと。（扶養親族の数等、条件により額が異なります。）

2 障害の範囲と程度（「日常生活において常時特別な介護を要する状態」）

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合です。

(1)重度の重複障害者

次の①～⑦の障害が、2つ以上重複する方（例：②と④の重複障害等）

- ①身体障害者手帳1、2級程度の視覚障害を有するもの
- ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの、もしくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- ④両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑥前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(2)常時特別な介護を必要とする状態の方

肢体不自由、知的障害、精神障害、内部障害及びこれと同程度の疾病を有する方で、(1)の①～⑦に該当する障害があり、かつ日常生活動作等に著しい支障をきたしている方

3 申請手続き

お住まいの地区の福祉事務所（地域みまもり支援センター高年齢・障害課）にて、特別障害者手当の認定請求の手続きを行ってください。なお、請求時に必要なものは、次のとおりです。

- (1)特別障害者手当診断書（用紙は福祉事務所にて配布しております。）
 - (2)障害者本人名義の金融機関（銀行・信用金庫等）の預金通帳等
 - (3)身体障害のある方は身体障害者手帳、知的障害のある方は療育手帳
 - (4)個人番号の番号確認、本人確認、代理確認ができる書類（認定請求書には、本人、配偶者、扶養義務者の個人番号の記載が必要になります。）
- ※世帯の状況等に応じて、その他書類の御提出をお願いする場合があります。

4 支給方法・時期、支給額

（支給方法）認定請求のあった月の翌月分から、障害者本人の金融機関の口座に振込

（支給時期）原則として毎年5月10日、8月10日、11月10日、2月10日

※10日が土日祝日等の場合は、その前日です。

（支給額）厚生労働省によって指定された金額（月額）を、上記の支給時期に3か月分まとめて支給します。

5 その他

- (1)特別障害者手当は、障害程度の認定の他に、所得額による支給制限があります。
 - (2)受給資格者（障害者本人）及び扶養義務者等の前年の所得額によっては、支給が停止となる場合があります。
 - (3)住所、氏名、支払口座などの変更があったとき、所得状況が変わったとき、障害の状態に変化があったときなどは届出が必要です。
 - (4)所得状況の変更について、速やかに届出を提出せず、所得制限を超えていたことが後ほど判明した場合、手当の返還が発生する場合があります。
- また、支給停止となっていた方について、修正申告などによって、所得制限限度額内となった場合は、所得状況の変更の届出後に、時効の範囲内において遡及して支給します。

●お問い合わせ 区役所高齢・障害課障害者支援係（89ページ 区役所代表番号にて高齢・障害担当へ）

外国人高齢者福祉手当

戦前に来日し、川崎市の住民基本台帳に記録されてから1年以上経過している昭和4（1929）年8月15日以前生まれの方（※）に、月額22,000円の手当てが支給されます。

※旧外国人登録法により外国人登録をしていた方については、外国人登録をしていた期間と住民基本台帳に記録されている期間が、通算で1年以上の方を手当の支給対象としています。

●お問い合わせ 高齢者在宅サービス課 ☎200-2677

税金の控除

所得控除は、次にあげるものがあります。（令和7（2025）年分所得）

名 称	控 除 の 概 要
障 害 者 控 除	本人、又は同一生計配偶者もしくは扶養親族（年少扶養親族を含む）が障害者であるとき
老 人 配 偶 者 控 除	扶養控除の要件に該当する、70歳以上の配偶者（生年月日が昭和31（1956）年1月1日以前の方）であるとき
老 人 扶 養 控 除	扶養控除の要件に該当する、70歳以上の扶養親族（生年月日が昭和31（1956）年1月1日以前の方）であるとき
同 居 老 親 等 扶 養 控 除	老人扶養控除の要件に該当する、本人、又は配偶者の直系尊属で、本人、又は配偶者と同居しているとき
同 居 特 別 障 害 者 控 除	扶養親族（年少扶養親族を含む。）又は同一生計配偶者が特別障害者で、本人又は配偶者もしくは本人と生計を一にする他の扶養親族と同居しているとき

※平成24（2012）年度から、年少扶養親族（年齢16歳未満の親族）に対する扶養控除が廃止されました。年少扶養親族が障害者である場合、障害者控除や同居特別障害者控除などは従来どおり受けることができます。

●介護保険料について

介護保険料は社会保険料控除の対象となります。

なお、第1号被保険者及び第2号被保険者のうち、勤務先で源泉徴収されていない方は、確定申告をすることによって社会保険料控除を受けられることがあります。

●介護保険サービスの利用料及びおむつ代について

「介護保険施設に入所している方」「在宅で訪問看護など医療系サービスを利用している方」「医療系サービスに併せてホームヘルプサービスなどを利用している方」の利用者負担額及びおむつ代（※）は、医療費控除の対象となります。

※おむつ代

傷病により、概ね6か月以上寝たきりで、医師の治療を継続して行う必要があり、おむつを使う必要があると医師が認めた場合のおむつ代をいいます。

なお、市内で要介護認定を受けた方で、一定の要件に該当する場合は、確定申告における医療費控除において医師が発行する「おむつ使用証明書」に代え、区役所で審査の上、交付する「おむつ代医療費控除に係る確認書」により医療費控除を受けられる場合があります。

●証明書についてのお問い合わせ

区役所高齢者支援担当（10ページ）

●所得税についてのお問い合わせ

川崎南税務署（川崎区・幸区にお住まいの方） ☎222-7531

川崎北税務署（中原区・高津区・宮前区にお住まいの方） ☎852-3221

川崎西税務署（多摩区・麻生区にお住まいの方） ☎965-4911

●市民税・県民税・森林環境税についてのお問い合わせ

かわさき市税事務所市民税課市民税係（川崎区・幸区にお住まいの方） ☎200-3882

こすぎ市税分室市民税担当（中原区にお住まいの方） ☎744-3231

みぞのくち市税事務所市民税課市民税係（高津区・宮前区にお住まいの方） ☎820-6560

しんゆり市税事務所市民税課市民税係（多摩区・麻生区にお住まいの方） ☎543-8958

●障害者控除対象者認定書の交付

市内で要介護認定を受けた65歳以上の方で、日常生活自立度等が一定の要件に該当する場合は、障害者手帳の交付を受けていなくても、区役所で審査の上、交付する「障害者控除対象者認定書」により障害者控除を受けられる場合があります。

●お問い合わせ 区役所高齢者支援担当（10ページ）

●バリアフリー改修を行った住宅に対する固定資産税の減額制度

新築された日から10年以上を経過した一定の住宅で、法令で定められたバリアフリー改修工事を行うなど一定の要件を満たす場合、工事完了日から3か月以内の申告により、居住部分（100㎡相当分まで）に対する固定資産税の税額の3分の1が減額されます。減額される要件、申告方法については、工事を行った住宅の所在する区を担当する市税事務所へお問い合わせください。

●お問い合わせ

かわさき市税事務所資産税課（担当区域：川崎区、幸区） ☎200-3958

こすぎ市税分室資産税担当（担当区域：中原区） ☎744-3243

みぞのくち市税事務所資産税課（担当区域：高津区、宮前区） ☎820-6567

しんゆり市税事務所資産税課（担当区域：多摩区、麻生区） ☎543-8973

選挙における各種投票制度

衆・参議院議員、県・市議会議員及び知事・市長選挙の際には、所定の条件に当てはまる場合、以下の投票制度をご利用いただけます。

また、投票日当日の投票所や期日前投票所では、車椅子や老眼用のめがねの貸出しのほか、椅子・車椅子に座ってご利用いただける高さの低い投票記載台をご用意しています。

各投票制度の詳しい内容等は、ホームページ又は各区役所内の
各区選挙管理委員会までお問い合わせください。

ホームページはこちらから→



- 窓 □…………… 各区役所内の各区選挙管理委員会
(お問い合わせは、89ページ各区役所代表番号にて選挙管理委員会へ)

期日前投票制度

- 内 容 …………… 選挙は、投票日に定められた投票所において投票するのが原則ですが、投票日の当日に「一定の事由」に該当すると見込まれる方は、投票日の前であっても、期日前投票所において投票することができます。
- 「一定の事由」は、投票日に仕事や用事がある場合、身体の障害等により歩行が困難で投票日に投票所に行くことができない場合等が該当します。
- 期日前投票をすることができる期間、時間、場所等の詳細については、各区選挙管理委員会にお問い合わせください。

代理投票・点字投票制度

- 内 容 …………… 代理投票は、身体が不自由または文字の読み書きができない等により、自分で投票用紙に記載することができない場合に、投票所の係員に代筆してもらい投票することができる制度です。なお、代理投票を希望される方の意思確認方法について、代筆する係員と介添人の方等とが事前に打ち合わせることが可能です。
- 点字投票は、目の不自由な方が点字で投票用紙に記載することができる制度です。ご自分の点字器をお使いいただけるほか、点字器は各投票所にてお貸ししています。
- 代理投票や点字投票を希望される方は、投票所で係員にお申し出ください。これらの方法による投票は、期日前投票及び病院、老人ホーム等の施設での不在者投票においても行うことができますので、それぞれお申し出ください。

病院、老人ホーム等の施設での不在者投票制度

- 内 容 …………… 都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院、入所中の方が、その施設内において公示・告示の翌日から投票日の前日までの間に不在者投票を行うことができる制度です。
- 入院、入所中の施設が指定施設になっているかをお知りになりたい場合は、その施設に直接確認するか、各区選挙管理委員会にお問い合わせください。
- 手続きの方法 …………… 院長や施設の長（不在者投票管理者）に投票用紙等の請求を依頼してください。依頼に基づき、院長や施設の長（不在者投票管理者）がご本人に代わり、お住まいの（選挙人名簿に登録されている）区選挙管理委員会から投票用紙等を取り寄せます。なお、ご本人自身によって、お住まいの（選挙人名簿に登録されている）区選挙管理委員会から投票用紙等を取り寄せることも出来ます。

郵便等による不在者投票制度

- 内 容 …… 身体に一定の重度の障害を有する方が、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受け、一定期間内に投票用紙等を自宅等に郵送してもらい、自宅等で投票の記載をすることができる制度です。これには代理記載の制度があります。この制度をご利用になるには、これらの手続きに時間を要しますので、早めにお住まいの（選挙人名簿に登録されている）区の選挙管理委員会にお問い合わせください。
- 対象となる方 …… 身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちで次の表の障害の程度に該当する方（○印該当者）です。

身体障害者手帳	障 害 名	障害の程度		
		1 級	2 級	3 級
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

戦傷病者手帳	障 害 名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要 介 護 状 態 区 分
	要介護5

- 代理記載制度 …… 上記の郵便等による不在者投票の対象となる方で、かつ、「自ら投票の記載をすることができない方」として定められた次の表の障害の程度に該当する方（○印該当者）は、あらかじめお住まいの（選挙人名簿に登録されている）区の選挙管理委員会に届出をした代理記載人1人（選挙権を有する方）に自宅等でご本人に代わって投票に関する記載をしてもらうことができる制度です。

身体障害者手帳	障 害 名	障害の程度
		1 級
	上肢、視覚の障害	○

戦傷病者手帳	障 害 名	障害の程度		
		特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚の障害	○	○	○